

## 開成町条例第4号

### 開成町きれいなまちをつくる条例

#### (目的)

第1条 この条例は、町、町民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 缶、瓶、ペットボトルなど飲食物を収納していた容器、包装材その他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 吸殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (3) 草木等 草刈、草取り、剪定などをした後の刈り取られた草木その他これに類する物をいう。
- (4) 町民等 町内に居住する者、町内を通過する者、旅行者又は町内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 事業者 町内において事業活動を行うものをいう。
- (6) 土地所有者等 町内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 公共の場所等 道路、広場、公園、河川、水路その他公共の用に供する場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物をいう。
- (8) 水路 主として農業のための利水の目的をもって設置されている用水路をいう。
- (9) 落書き 公共の場所等のみだりに塗料等により文字、図形若しくは絵画を書く行為又は書かれた文字、図形若しくは絵画をいう。

#### (町の責務)

第3条 町は、町民等のまちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現のために必要な施策を実施するとともに、町民等及び事業者が行う自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

#### (町民等の責務)

第4条 町民等は、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する町の施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として、事業所及び周辺の美化の推進とこの条例の目的を達成するために実施する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸殻等をみだりに投棄されることのないよう、その土地の適正な管理に努めるものとする。

(喫煙者の責務)

第7条 町民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めるものとする。

2 町民等は、屋外で喫煙する場合、携帯用吸殻入れを携行するよう努めるものとする。

(投棄等の禁止)

第8条 何人も、公共の場所等のみだりに空き缶等又は吸殻等を投棄し、又は放置してはならない。

2 何人も、みだりに水路に草木等を投棄してはならない。

(愛玩動物の適正管理、犬のふんの放置の禁止)

第9条 何人も、その飼育し、又は管理する犬、猫その他の愛玩動物が他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

2 何人も、その飼育し、又は管理する犬が公共の場所等でふんをしたときは、そのふんを投棄し、又は放置してはならない。

(落書きの禁止)

第10条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。

(かいせいクリーンデー)

第11条 町は、町民等及び事業者の間に広く環境美化についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境美化に関する活動を行う意欲を高めるため、かいせいクリーンデーを設ける。

(開成町環境美化推進協議会)

第12条 町は、地域における環境美化を推進するため開成町環境美化推進協議会を置く。

(落書きの消去要請)

第13条 町長は、公共の場所等への落書きが周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、当該公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(指導及び助言)

第14条 町長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、町民等、事業者及び土地所有者等に対して指導及び助言を行うことができる。

(立入調査)

第15条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に公共の場所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第10条の規定に違反して公共の場所等に落書きをした者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項の規定に違反して公共の場所等にみだりに空き缶等又は吸殻等を投棄し、又は放置した者は、2万円以下の罰金に処する。

3 第8条第2項の規定に違反して水路に草木等を投棄した者は、2万円以下の罰金に処する。

4 第9条第2項の規定に違反して犬のふんを投棄し、又は放置した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条(ただし、第1項を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。